

環境省政策体系及び目標

注)関連する事務事業は、基本的にはここに記載するとおりとするが、政策評価を効果的に行うため、実施する過程において必要に応じ改定を行えるものとする。

各種施策を統合する基盤及び各主体の参加に係る施策

基本施策 - 10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備

- 10 環境情報の整備・提供と環境政策の基盤整備

(目標) 環境情報の体系的整備・提供や、「e-Japan重点計画」に基づく申請・届出等手続のオンライン化(電子化)により電子政府の実現を図るとともに、地方も含めた環境情報の受発信の強化、環境政策関係者に対する研修等を通じた環境政策の基盤整備を図る。

(下位目標)

1. 環境情報を体系的に整備するとともに、環境保全施策の科学的・総合的な推進と国民ニーズに対応した環境情報(環境の情報、環境への負荷等)の分かりやすい提供を図る。
2. 「e-Japan重点計画」に基づき、申請・届出等手続のオンライン化(電子化)を実施し、電子政府の実現を図る。
3. 新たなニーズに対応した研修コースの見直し等を実施し、効率的な研修の実施に努める。

(事務事業)

- ア. 環境情報等の体系的な整備(収集、整理、加工)及び国民等への分かりやすい形での提供
- イ. 申請・届出等手続のオンライン化(電子化)の推進
- ウ. 地方環境対策調査官事務所の体制整備
- エ. 研修の実施